

## 災害時の対応について（家庭保存版・掲示用）

川崎市立登戸小学校  
令和6年8月29日時点

### 気象災害

◎ 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限られません）の気象情報で判断します。

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合	
午前6時の時点で警報が出ている 又は、継続している	当日一日を臨時休業とします。その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。
午前6時以降、登校前に警報が出た場合	メールで臨時休業のお知らせをします。すでに登校した児童については、学校で保護し保護者引き取りをお願いします。
登校後、警報が出た場合	<p><u>授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。</u>  <u>保護者引き取りにするか、一斉に下校するかは、状況を判断し</u>メールでお知らせいたします。</p> <p>ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。</p> <p>※ 引き取りについては、原則児童引き取りカードに登録した方に引き渡します。          ※ わくわくプラザは閉室となります。</p>

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雨警報」「大雪警報」等）が発表された場合	
午前6時の時点で警報が出ている 又は、継続している	いずれの場合も通常通りの授業です。 ただし、気象状況をみて、授業を遅らせたり（繰り下げ措置）授業を早めたり（繰り上げ措置）することを学校が判断した場合は、メール配信等でお知らせいたします。
登校後、警報が出た場合	<p>※ 児童の安全上、ご家庭の判断で登校を見合わせた場合遅刻・欠席扱いにしません。          ※ 繰り上げ措置の時のみ、わくわくプラザは閉室となります。</p>

※ 午前6時の時点で、神奈川県内のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社※が計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業とします。

（※JR 東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

### 地震災害

◎ 川崎市内（高津区に限られません）の地震情報で判断します。

地震予知情報や震度5強以上の地震が発生した場合（連絡はありません。）				
登校前	臨時休業 ※ テレビ・ラジオ、防災無線等の情報を聞き取り、安全な場所に避難してください。 ※ 通学途中で被災した場合は、児童は学校へ向かいます。学校から職員がパトロールに向かいます。 ※ ご家庭の判断で、登校を見合わせた場合は遅刻・欠席扱いとしません。			
	金	土	日	月
	災害発生			臨時休業
		災害発生		
		災害発生		震災翌日は自動的に休業とします。休前日や休日の場合は、表示の通りです。
登校後	速やかに引き取りをお願いします。（迎えに来るまで、学校待機です。）児童引き取りカードに登録した方に引き渡します。 わくわくプラザで被災した場合は、わくわくプラザで待機・引き取りとなります。			

震度5弱以下の地震が発生した場合（連絡はありません。）	
登校前	通常通りの授業を行います。 ※ 通学途中で被災した場合は、児童は学校へ向かいます。学校から職員がパトロールに向かいます。 ※ ご家庭の判断で、登校を見合わせた場合は遅刻・欠席扱いとしません。
登校後	通常通りの授業を行います。 ※ ご家庭の判断で引き取りに来た場合は、早退扱いにはしません。児童引き取りカードに登録した方に引き渡します。
授業時間に変更が生じる場合は、メール配信でお知らせいたします。	

## 犯罪等の事件

◎ 教育委員会からの情報で判断します。

児童の安全が損なわれるような緊迫している場合	
在校中	児童は学校待機。 ご家庭の判断で引き取りに来た場合は、早退扱いにはしません。児童引き取りカードに登録した方に引き渡します。全員に、引き取りが必要な場合はメール配信します。
登校前後	登校中は、児童は学校へ向かいます。学校から職員がパトロールに向かいます。 ご家庭の判断で、登校を見合わせた場合は遅刻・欠席扱いとしません。
授業時間に変更が生じる場合は、メール配信でお知らせいたします。	

## 学校が避難場所となった時の場合

- (1) 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

例 緊急避難場所開設中

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
0時	17時	2時 8時半	
平常時	開設 ← → 閉鎖	臨時休業	臨時休業

- ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
- ・「緊急避難場所」として使用されなかった場合は、**臨時休業の対象外**とします。

- (2) 避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。

金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
臨時避難場所	避難場所 閉鎖		臨時休業
	臨時避難場所	避難場所 閉鎖	臨時休業
		臨時避難場所	臨時休業

- (3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等の行う場合があります。
- (4) 上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

災害時においては、通信網が使えなくなることが予想されます。上記の条件をご理解いただき、各家庭で児童の安全を判断して行動していただくようお願いします。

引き取りについては、混乱を避けるため必ず徒歩でおいでください。